

令和4年2月1日
第273号

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

令和4年度障害者雇用職場改善好事例の募集を開始

～「中小企業における社内の支援人材の効果的な活用により障害者の職場定着の推進に取り組んだ職場改善好事例」を5月20日まで募集～

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構では企業の障害者雇用と職場定着を進めるため、雇用管理や職場環境の整備などを改善・工夫し、働きやすい職場にするためのさまざまな取組み事例を、全国の事業主から募集し、優秀事例を表彰します。

【令和4年度障害者雇用職場改善好事例 募集概要】

◆募集期間：令和4年2月1日（火）から令和4年5月20日（金）まで（必着）。

◆応募方法：指定の応募用紙に記入のうえ、郵送またはEメールにてご応募ください。
応募用紙などは、当機構ホームページ（下記URL及びQRコード）からダウンロードできます。応募資格などの詳細は、別紙「令和4年度障害者雇用職場改善好事例募集要項」のとおりです。



[<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/education/kaizen.html>]

◆表彰：厚生労働大臣賞、当機構理事長賞（優秀賞、奨励賞）を贈呈します。
厚生労働大臣賞、優秀賞の受賞者は、9月の障害者雇用支援月間に東京で開催する表彰式において、表彰を行う予定です。



▷ 令和2年度表彰式の様子

◆事例集：入賞事例については、改善内容をケースブックとしてまとめる予定です。
平成16年度以降の事例集は、当機構のホームページ（下記URL及びQRコード）でご覧いただけます。



▷ 障害者の労働安全衛生対策ケースブック
（令和4年2月末発行予定）



[https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/ca_ls/ca_ls.html]

別紙「令和4年度障害者雇用職場改善好事例募集要項」

お申込み・お問合せ

雇用開発推進部 雇用開発課

担当：穂坂、新木

TEL：043-297-9514

FAX：043-297-9547

Mail：manual@jeed.go.jp

令和4年度障害者雇用職場改善好事例

募集要項

応募先・お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部 雇用開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL 043-297-9514 FAX 043-297-9547

メールアドレス manual@jeed.go.jp

ホームページ <https://www.jeed.go.jp/>

令和4年度障害者雇用職場改善好事例募集要項

1 趣 旨

障害者雇用において雇用管理、雇用環境等を改善・工夫し、様々な取組を行っている事業所の中から、他の事業所のモデルとなる好事例を募集し、これを広く一般に周知することにより、事業所における障害者の雇用促進と職域の拡大及び職場定着の促進を図るとともに、事業主の自主的な取組の支援と障害者雇用に関する理解の向上に資することを目的としています。

2 主 催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

3 後 援

厚生労働省

4 募集対象

中小企業（常用雇用労働者数300人以下の中小企業）

※ 上記1の本事業の趣旨や、障害者雇用のより一層の進展のためには中小企業への支援が重要であることから、特に中小企業で雇用を進める上で参考となる取組を幅広く募集することを目的として、令和4年度は中小企業を募集対象とします。

5 募集テーマ

「中小企業における社内の支援人材の効果的な活用により障害者の職場定着の推進に
取り組んだ職場改善好事例」

6 募集内容

(1) 取組の対象となる障害者の定義

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他「診断書」等により雇用対策上の障害者であることが確認できる障害者

(2) 事例の内容

雇用している障害者に対して、社内の支援人材が障害者の職場定着のためにどのような活動を行い、どのように職場全体で理解の促進を図っているか、様々な事例を募集します。

【取組例】

- ・社内の支援人材や支援機関との役割分担を明確にしたことで、定着支援体制を構築した取組
- ・社内外の研修機会の設定により支援人材のスキルアップを図りつつ、経営層や管理部門による支援人材へのフォロー体制を構築した取組
- ・障害者に対する支援計画・目標を設定し、支援人材が障害者の個々の特徴に応じてきめ細やかにサポートを行った取組
- ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機として職務設定の見直しや在宅勤務の導入等の新しい働き方に対応するための支援体制を整備した取組
- ・その他

7 募集期間

令和4年2月1日（火）から5月20日（金）〔必着〕まで

8 応募資格

- (1) 上記6に記載の障害者を雇用している事業所
- (2) 労働関係法令等に関し重大な違反がないこと（以下の要件を満たしていること）及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
 - ① 平成31年4月以降、労働安全衛生法、労働基準法、最低賃金法違反の疑いにより送検され、公表されていないこと。
 - ② 平成31年4月以降、職業安定法、労働者派遣法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。
 - ③ 平成31年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
 - ④ 平成31年4月以降、障害者雇用納付金制度に基づく納付金の滞納及び助成金の不正受給がないこと。
 - ⑤ 令和3年度において、平均した1月あたりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこと。
 - ⑥ 令和4年6月1日時点において、障害者雇用率を達成していること（応募時点では達成見込みであること）。
 - ⑦ 高年齢者雇用確保措置が講じられていること。
- (3) 応募事業所において障害者雇用に関する支援（障害者就労継続支援事業所を含む）及びコンサルティングを主たる営業品目としていないこと。

9 応募方法

指定の応募用紙にご記入の上、下記の送付先あて、郵送または電子メールでご提出ください。応募用紙は、当機構ホームページからダウンロード可能です。

<応募用紙の送付先・お問い合わせ先>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

雇用開発推進部 雇用開発課

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL 043-297-9514 FAX 043-297-9547

メールアドレス manual@jeed.go.jp

<応募用紙のホームページ掲載先>

<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/education/kaizen.html>



<応募に当たっての留意事項>

- (1) 応募用紙に個別の障害のある方の事例を記載する場合（写真含む）は、事前に事例の対象となる方の承諾を得てください。また、障害のある方の氏名の表記は、イニシャルを用いるなど、匿名にしてください。
また、支援人材の社員等について記載する場合も、氏名の表記や写真の掲載等について、当該社員等の承諾を得てください。
- (2) 応募用紙の各欄には、取組内容に基づき具体的にご記入いただきますようお願いいたします。記入例を併せてご参照ください。

